

水道料金の体系について



- ・ 長野市上下水道局 営業課

長野市上下水道局イメージキャラクター
「みずなちゃん」

FEEL NAGANO, BE NATURAL

この国で、わたしらしく生きる。長野市

1

1 水道料金の基本的な考え方

① 独立採算（地方公営企業法第17条の2）

原則として、地方公営企業の経費は、地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならない。

② 料金の決定（地方公営企業法第21条）

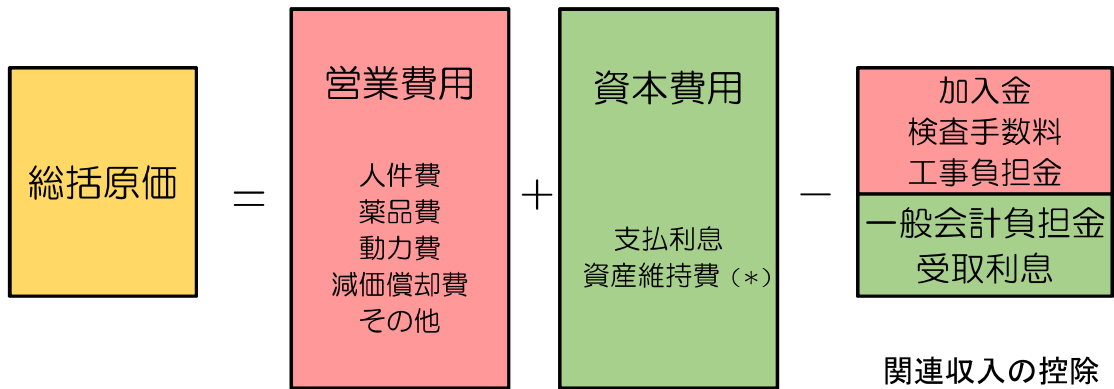
料金は、公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができなければならない。

③ 料金設定の考え方

料金収入の総額＝経費の総額（総括原価方式）

2 総括原価方式

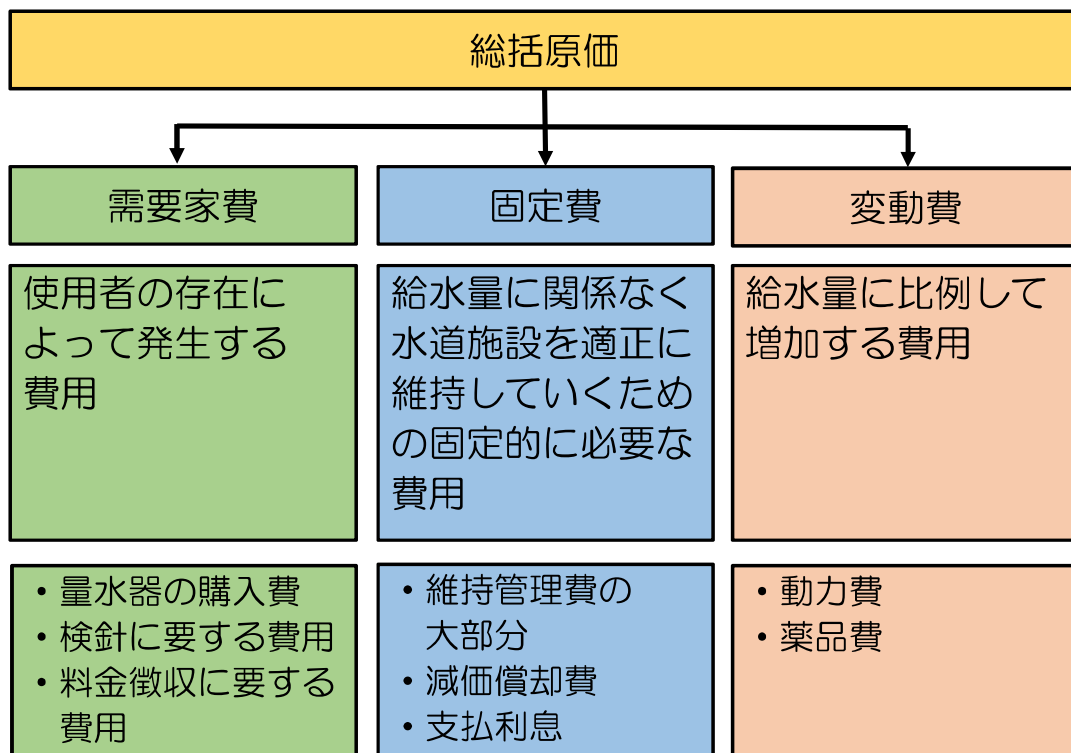
総括原価は、営業費用と資本費用の合算額から、関連収入を控除して算定する。（公益社団法人日本水道協会「水道料金算定要領」）



*** 資産維持費**

- ・施設更新時の物価上昇や高規格化に伴う価格上昇を補うための費用
- ・対象資産の3%（資産維持率）を標準とするが各事業者が決定する（本市は0.5%）

3 総括原価の分解

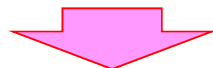


4 料金設定の基本的考え方

～料金計算方式～

水の使用の有無に関わらず給水可能な状態を維持するとともに、水道施設を適正に管理していくために必要な原価にあたる「需要家費」と「固定費」は **基本料金** とする。

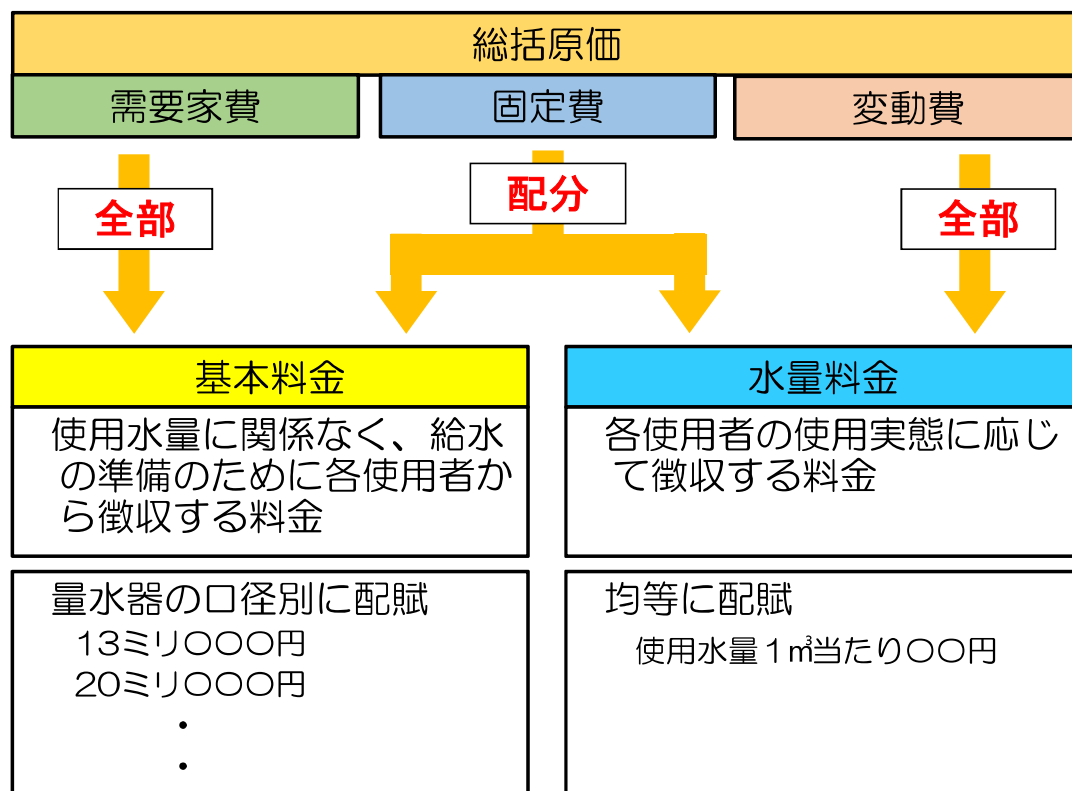
使用水量に応じて増大する原価の「変動費」は **水量料金** とする。



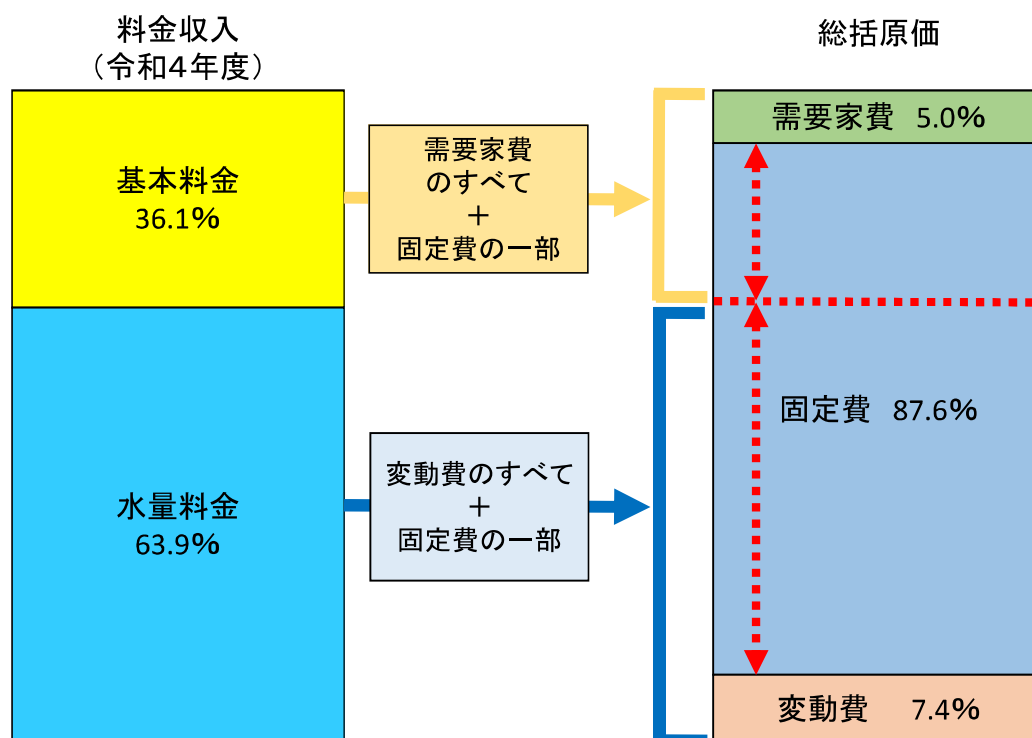
装置産業ともいわれる水道事業は、膨大な施設を有しており、総括原価の大部分は「固定費」である。

このため、上記の計算方式では**基本料金が著しく高額**となり、生活用水の低廉化という料金設定の目的にそぐわない結果となることから、**固定費の一部を水量料金で回収**する。

5 総括原価の配分



6 長野市の料金収入と総括原価構成

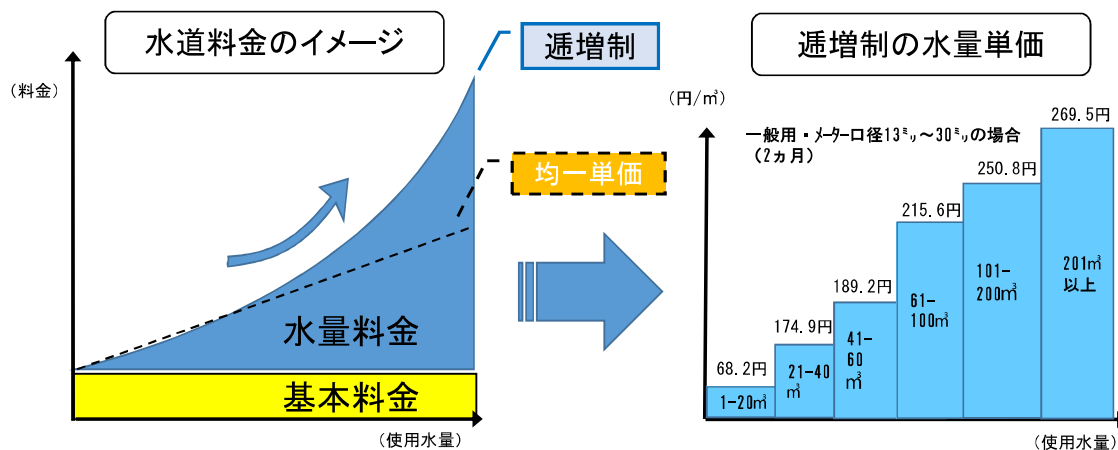


7 長野市の水道料金体系

水道料金 = 基本料金 + 水量料金 (二部料金制)

用途及び口径別の
基本料金

使用水量の増加に伴い1m³あたりの
水量料金単価が上昇する『逓増制』



料金体系の経緯

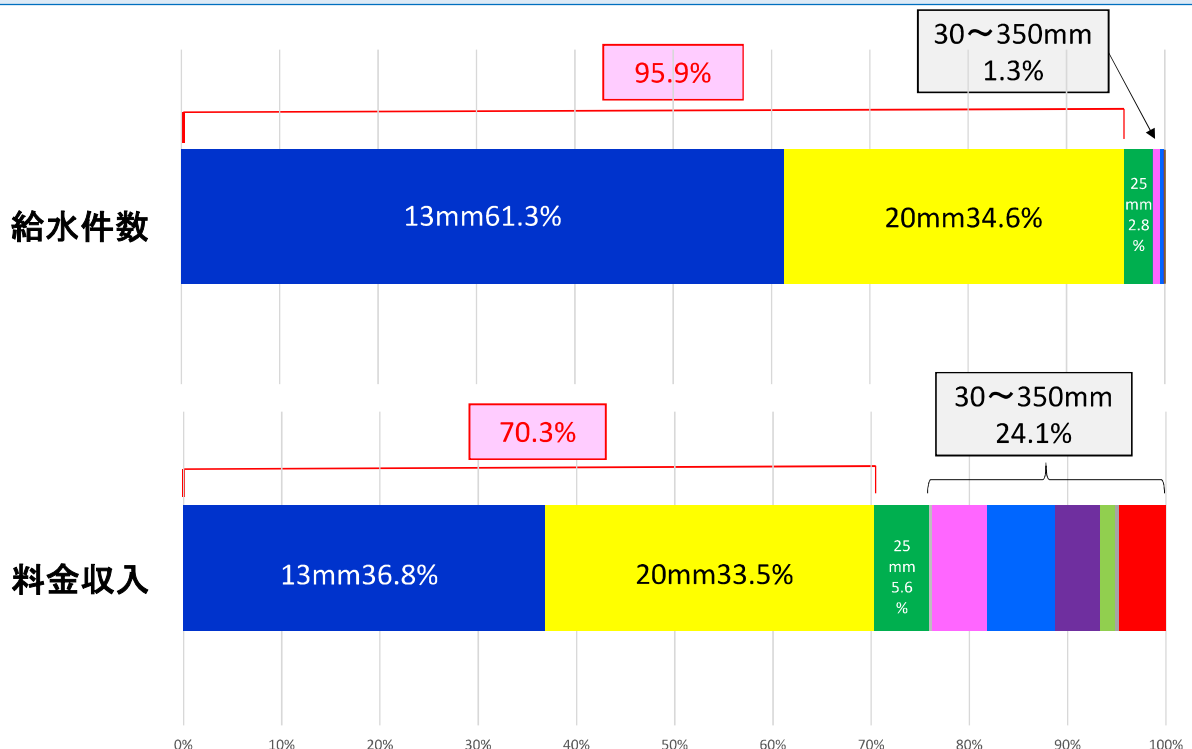
- ・ 一般家庭や事業者等の様々な水需要に対し相応の負担を求めるため
用途別及び口径別の基本料金を設定
- ・ 水道整備の拡張時代における水需要の増加に対応するため、昭和47年から節水型の料金体系の**逦増制水量料金**を導入

課題

- ・ 人口減少等により水需要が減少
- ・ 経年に伴う施設の老朽化が進む
- ・ 市場原理と逆の料金体系（通常は購入量と販売単価が逆に比例）
- ・ 大口使用者が料金負担の不公平感から地下水へ転換
- ・ 時代の変化に伴う別荘用や公衆浴場用の料金の在り方

将来の施設更新に備え**資産維持費**を料金に算入
大口事業者に対する負担に配慮し**逦増度**を緩和
水需要の減少に強い料金体系構築のため、**基本料金比率の段階的引き上げ**

8 給水件数と料金収入の比較



9 長野市の現行料金体系について

- 基本料金と水量料金で構成される2部料金制を採用している。
- 基本料金は、用途別の区分として「一般用」、「公衆浴場用」、「別荘用」に大別し、さらに口径別に料金を設定している。
- 水量料金は、使用量に応じて単価が変動する逡増制を採用している。

令和4年度
給水人口：263,563人
給水収益：6,006,027千円

- 口径13mm 2ヵ月40m³利用した場合の料金は、7,260円
- 口径20mm 2ヵ月40m³利用した場合の料金は、8,162円



<1ヵ月税込>

用途	口径	基本料金		水量料金	
		使用水量 (m ³)	料金 (円)	使用水量 (m ³)	料金 (円)
一般用	13mm		1,199	1～10	68.2
	20mm		1,650	11～20	174.9
	25mm		2,112	21～30	189.2
	30mm		2,552	31～50	215.6
				51～100	250.8
				101以上	269.5
	40mm		4,367	1～50	204.6
	50mm		8,602	51～100	265.1
	75mm		17,776	101以上	269.5
	100mm		33,440		
公衆浴場用	13mm		1,023	1～1,200	46.2
	20mm		1,408	1,201以上	103.4
	25mm		1,793		
	30mm		2,167		
	40mm		3,674		
	50mm		7,238		
	飯綱高原地区				
	別荘用				
	飯綱高原地区以外の地区				
別荘用	飯綱高原地区	10m ³ まで	3,905	11～20	203.5
				21～40	231
				41～100	264
				101以上	297
別荘用	飯綱高原地区以外の地区	10m ³ まで	2,255	11以上	192.5

10 県営水道の現行料金体系について

- 基本料金と水量料金で構成される2部料金制を採用している。
- 基本料金は、用途別の区分として「一般」、「専用の水道メーターを施設した私設消火栓」に大別し、さらに口径別に料金を設定している。なお、一定水量内であれば、定額(＝基本料金)となる基本水量が付与されている。
- 水量料金は、単価を均一としている。

令和4年度
給水人口：182,806人
給水収益：3,318,606千円

- 口径13mm 2ヵ月40m³利用した場合の料金は、6,626円
- 口径20mm 2ヵ月40m³利用した場合の料金は、6,626円



<1ヵ月税込>

用途	基本料金			超過料金(円) (基本水量を超える 1m ³ について)	用途	基本料金			超過料金(円) (基本水量を超える 1m ³ について)
	口径	基本水量	料金 (円)			口径	基本水量	料金 (円)	
一般 (私設消火栓除く)	13mm	10m ³ まで	1,413	190	専用の水道メーターを施設した私設消火栓	75mm		2,861	190
		10m ³ まで	2,373			100mm		3,403	
	20mm	15m ³ まで	2,843			125mm		4,631	
		20m ³ まで	3,313			150mm		5,993	
	25mm	25m ³ まで	4,263			200mm		8,994	
	30mm	40m ³ まで	7,113						
	40mm	60m ³ まで	10,913						
	50mm	100m ³ まで	18,513						
	75mm	200m ³ まで	37,513						
	100mm	300m ³ まで	56,513						
	125mm	400m ³ まで	75,513						
	150mm	600m ³ まで	113,513						
	200mm	1000m ³ まで	189,513						

11 上田市の現行料金体系について

令和4年度
給水人口: 130,217人
給水収益: 2,271,425千円

- ・基本料金と水量料金で構成される2部料金制を採用している。
- ・基本料金は、口径別に料金を設定している。
- ・水量料金は、使用量に応じて単価が変動する逡増制を採用している。

- ・口径13mm 2ヵ月40^m利用した場合の料金は、5,724円
- ・口径20mm 2ヵ月40^m利用した場合の料金は、8,006円



<1ヵ月税込>

口径	基本料金 (円)	水量料金 (円)	
13mm	712	1 ^m 以上10 ^m 以下	61
20mm	1,853	11 ^m 以上30 ^m 以下	154
25mm	3,289	31 ^m 以上50 ^m 以下	172
		51 ^m 以上	181
30mm	5,922	1 ^m 以上	181
40mm	11,720		
50mm	20,375		
75mm	45,347		
100mm	83,063		
125mm	132,465		
150mm	178,631		

12 千曲市の現行料金体系について

令和4年度
給水人口: 6,699人
給水収益: 113,027千円

- ・基本料金と水量料金で構成される2部料金制を採用している。
- ・基本料金は、用途別の区分として「一般」、「一般別荘用」、「その他(寮等大型施設用)」に大別し、さらに口径別に料金を設定している。なお、一定水量内であれば、定額(=基本料金)となる基本水量が付与されている。
- ・水量料金は、単価を均一としている。

- ・口径13mm 2ヵ月40^m利用した場合の料金は、6,626円
- ・口径20mm 2ヵ月40^m利用した場合の料金は、6,626円

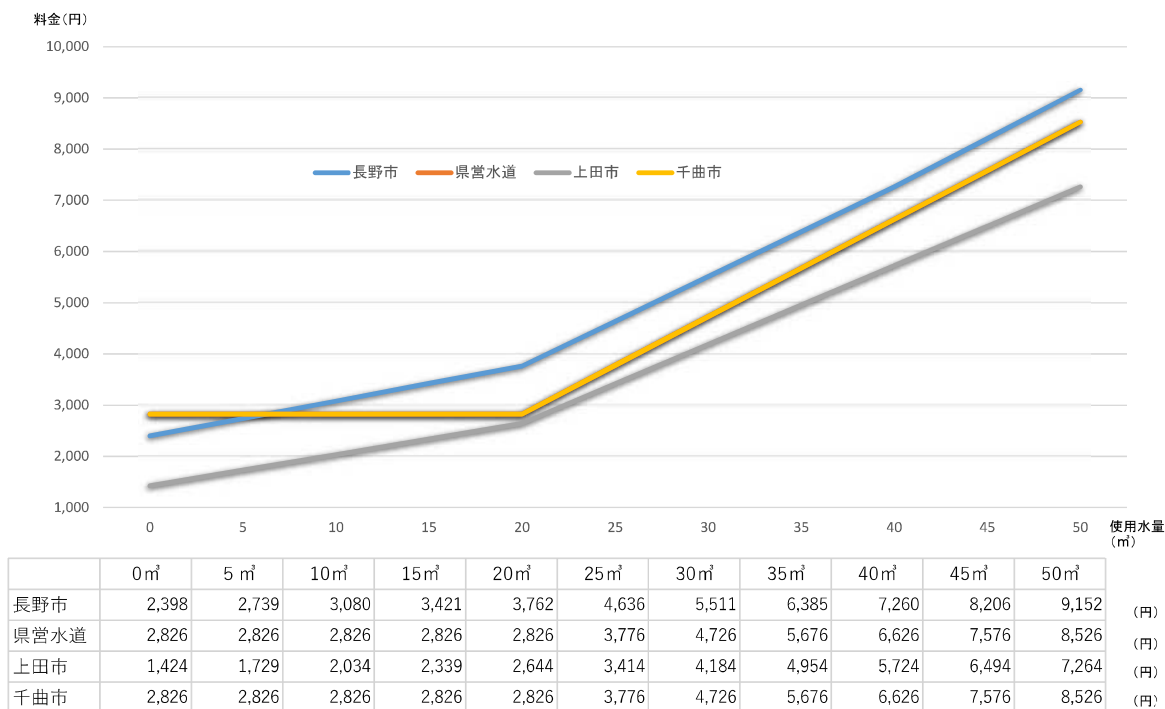


<1ヵ月税込>

用途	基本料金			超過料金(円)
	口径	基本水量	料金 (円)	(基本水量を超える 1㎡について)
一般	13mm	10㎡まで	1,413	190
	20mm	20㎡まで	3,313	
	25mm	25㎡まで	4,263	
	30mm	40㎡まで	7,113	
	40mm	60㎡まで	10,913	
	50mm	100㎡まで	18,513	
	75mm	200㎡まで	37,513	
	100mm	300㎡まで	56,513	
	125mm	市長が別に定める額		
一般別荘用		3,305	335	
その他(寮等大型施設用)		7,544		

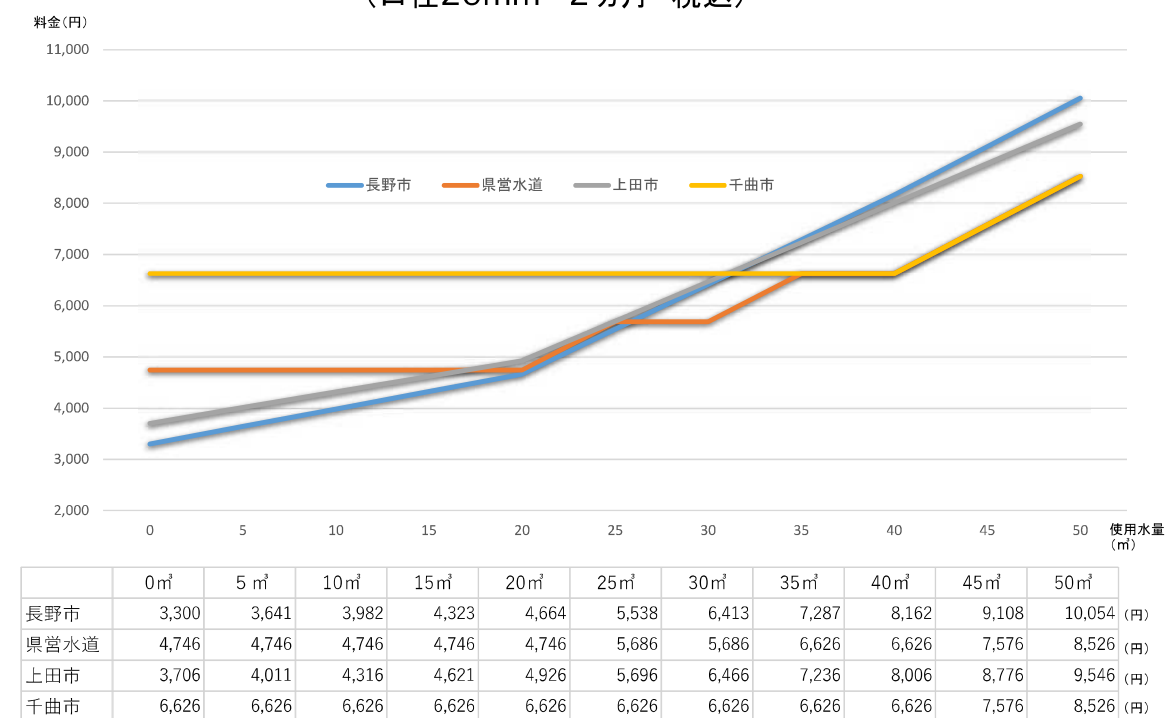
13-1 広域化他市事業体との料金比較

(口径13mm 2ヵ月 税込)



13-2 広域化他市事業体との料金比較

(口径20mm 2ヵ月 税込)



14 料金の見直しについて

人口推計、老朽施設更新、
資産維持率、起債借入等

財政推計

他都市の
状況

景気等の
動向

広域化の
協議

料金改定が必要となった場合

基本料金の割合、逦増制などを考慮して、将来にわたり安定した水道経営が持続できるように見直しを図る。